平成２７年（フ）第１７８７号
横浜市南区共進町２丁目43番地１　日興パレス蒔田504号
債務者　岩村　岩夫
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２１号
東京都西多摩郡瑞穂町箱根ケ崎東松原16番地２エクセルマンション303号
債務者　宿谷美奈子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５７３号
静岡市清水区矢倉町５番８号
債務者　石川　静枝
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７２号
静岡市葵区水道町70番地の２　カーサラルーチェ104
債務者　増田　竜児
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９６１４号
東京都練馬区氷川台４丁目１―20―605
債務者　原　真智子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６１５号
東京都江東区豊洲３丁目５―21―601
債務者　佐伯　哲也
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６４１号
神奈川県川崎市高津区諏訪１丁目22―７―102
債務者　鯉渕　英恵
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９８号
東京都練馬区桜台６丁目33―13―102
債務者　伊藤　順一
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７０２号
東京都杉並区高井戸東３丁目35―23―107
債務者　イケカメセロン芽衣
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７０６号
東京都杉並区方南２丁目12―28―201
債務者　川北江里香
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７０７号
東京都江東区亀戸３丁目36―13―406
債務者　佐野　美紀（旧姓弓田）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７１４号
東京都世田谷区松原６丁目34―４―502
債務者　怒賀　　学
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９７１５号
東京都板橋区赤塚４丁目24―２―205
債務者　長沼亜貴子
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１７４１号
神奈川県大和市福田６丁目９番地26　トップ桜ケ丘第２―324号
債務者　仲間　徳一
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８８８号
横浜市港北区鳥山町90番地１　ベルフラワーハイツ301
債務者　田中　米男
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９６８号
横浜市青葉区あざみ野１丁目21番地７　三桂ハイツ201号
債務者　原口　　修
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部